

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の意義

1 計画の目的

三次市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下、「本計画」といいます。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保等を定めることを目的としています。

<障害者総合支援法抜粋>

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （以下 略）

<児童福祉法抜粋>

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

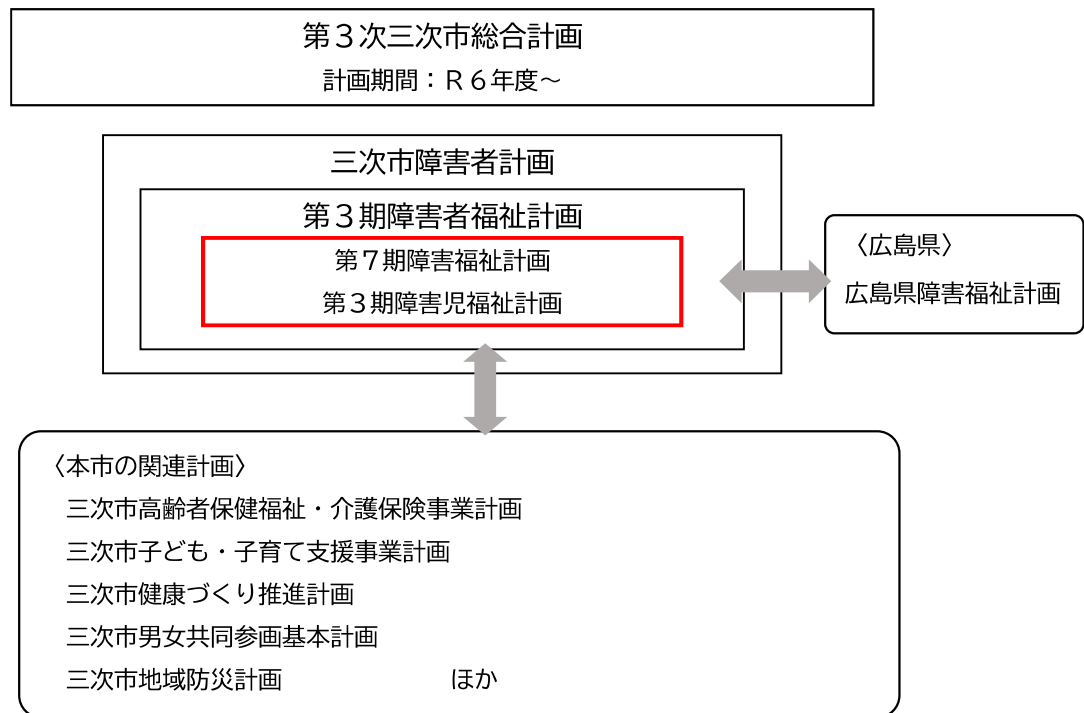
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- （以下 略）

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「三次市総合計画」と整合のとれた計画とするとともに、関連計画である「三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「三次市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障害者施策を推進するものとしします。本計画のうち、「障害児福祉計画」については、「三次市子どもの未来応援宣言」の分野別計画として位置付けます。

さらに、「広島県障害者プラン」及び、「広島県障害福祉計画」との整合性を図るものとしします。

【計画の位置付けのイメージ図】



3 本計画における障害の定義

本計画における「障害」とは、認定されている身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、継続的に日常生活または社会生活において相当な制限を受ける状態を含むものとしします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、本計画の関連法や制度の改正等、また、社会的情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うものとします。

【計画期間の図】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉計画	第3期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

5 障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針の見直し

「基本指針」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針で、この基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の主な見直し事項は、以下の内容になります。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実 ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化 ⑦ 障害者等に対する虐待の防止	⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ⑨ 障害福祉サービスの質の確保 ⑩ 障害福祉人材の確保・定着 ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ⑭ その他：地方分権提案に対する対応
---	--

また、国の基本指針においては、以下の項目を成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）として設定しています。

【国基本指針における成果目標】

- ① 施設入所者の地域生活への移行（目標値の見直し）
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実（新規項目の追加）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（目標値の見直し，新規項目の追加）
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（新規項目の追加）
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等（新規項目の追加）
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

※国の基本指針となるため、一部都道府県のみにも適用される項目も含んでいます。

6 計画の策定体制

（１）計画案の検討・審議

・三次市障害者計画策定審議会（三次市障害者支援協議会）

保健福祉，就労対策及び医療関係者，障害者及びその家族等で構成される審議会を設置し，計画策定に向けて幅広い審議・検討を行いました。

・三次市障害者計画策定委員会

副市長以下，関係する部長級の職員による委員会を設置し，計画内容の審議・検討を行いました。

・三次市障害者計画策定ワーキンググループ会議

関係課の職員，三次市障害者支援センターの職員等によるワーキンググループ会議を設置し，計画策定にかかわる調査，分析等を行い内容の検討を行いました。

（２）障害のある方向けアンケート調査の実施

障害のある方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識，意向などを把握し，計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施し，障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方，441名からご回答頂きました。

（３）パブリック・コメントの実施

市民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に，計画案の内容等を広く公表し意見を募集するパブリック・コメントを令和6年1月17日から2月6日までの間，市のホームページ等にて実施し最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2節 データ等からみた障害者を取り巻く現状

1 障害者及び障害児の状況

(1) 障害者の状況

①人口と障害者の推移

総人口は減少している中で、身体障害者は減少、知的障害者は横ばい、精神障害者は増加しています。令和5年現在で、本市の7.4%が障害者手帳所持者となっています。

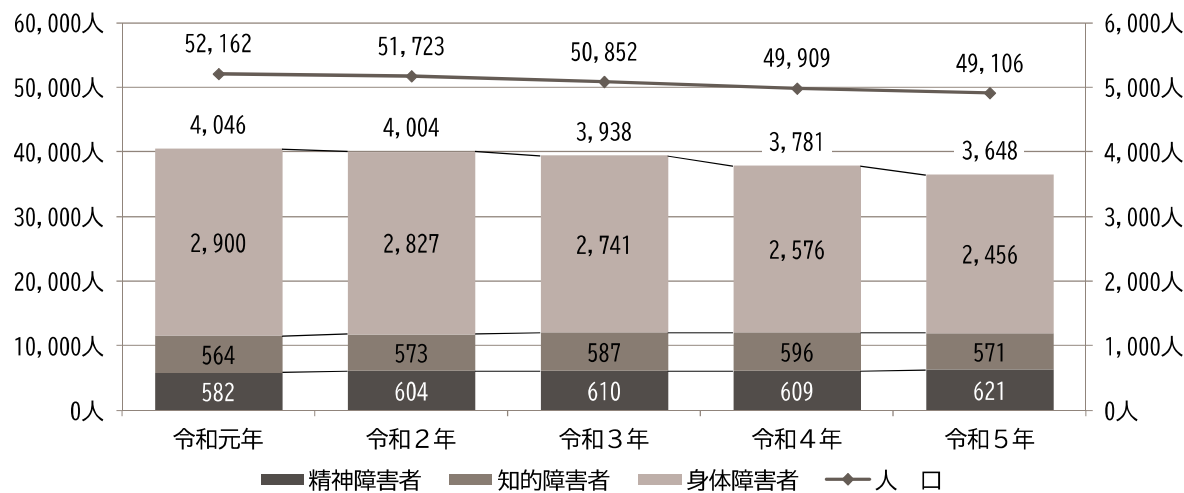
障害者手帳所持者の合計は減少していますが、総人口比で見ると横ばいになっています。

■障害者手帳所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	52,162	51,723	50,852	49,909	49,106
身体障害者	2,900	2,827	2,741	2,576	2,456
総人口比	5.6%	5.5%	5.4%	5.2%	5.0%
知的障害者	564	573	587	596	571
総人口比	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
精神障害者	582	604	610	609	621
総人口比	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%
合計	4,046	4,004	3,938	3,781	3,648
総人口比	7.8%	7.7%	7.7%	7.6%	7.4%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害者実数とは一致しません。



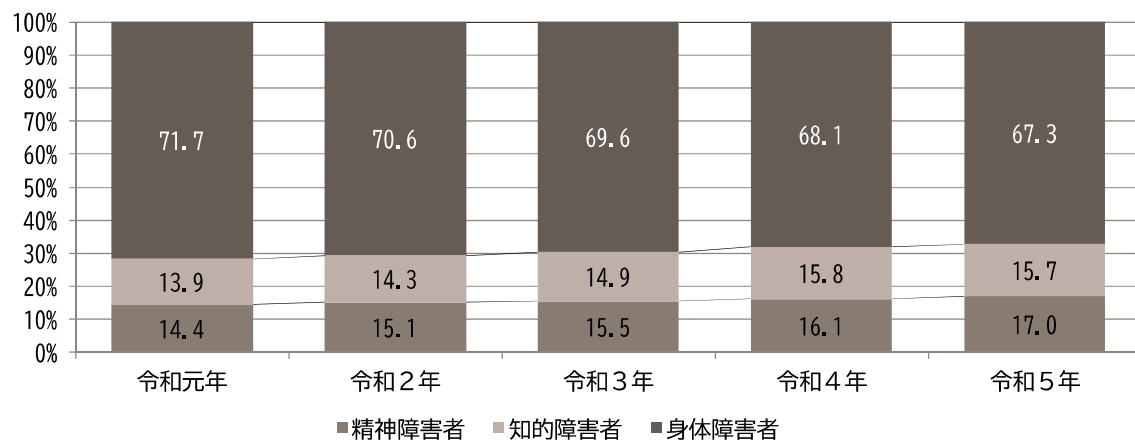
②障害者構成比

身体障害者の割合が減少し、知的障害者及び精神障害者の割合が増加しています。

■障害者手帳所持者の構成比

各年3月末現在

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	71.7%	70.6%	69.6%	68.1%	67.3%
知的障害者	13.9%	14.3%	14.9%	15.8%	15.7%
精神障害者	14.4%	15.1%	15.5%	16.1%	17.0%



(2) 各障害別の状況

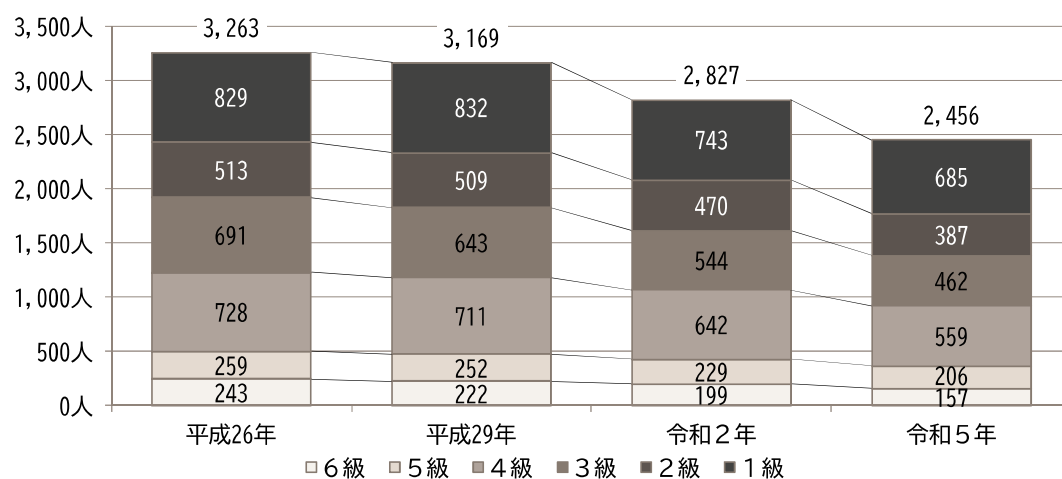
①身体障害者の推移

身体障害者手帳所持者数は減少していますが、障害の程度が重い1級の割合は増加しています。

■身体障害者手帳所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
1級	829	832	743	685
割合	25.4%	26.3%	26.3%	27.9%
2級	513	509	470	387
割合	15.7%	16.1%	16.6%	15.8%
3級	691	643	544	462
割合	21.2%	20.3%	19.2%	18.8%
4級	728	711	642	559
割合	22.3%	22.4%	22.7%	22.8%
5級	259	252	229	206
割合	7.9%	8.0%	8.1%	8.4%
6級	243	222	199	157
割合	7.4%	7.0%	7.0%	6.4%
合計	3,263	3,169	2,827	2,456



■身体障害者手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満	46	36	31	32
18歳以上	3,217	3,133	2,796	2,424
合計	3,263	3,169	2,827	2,456

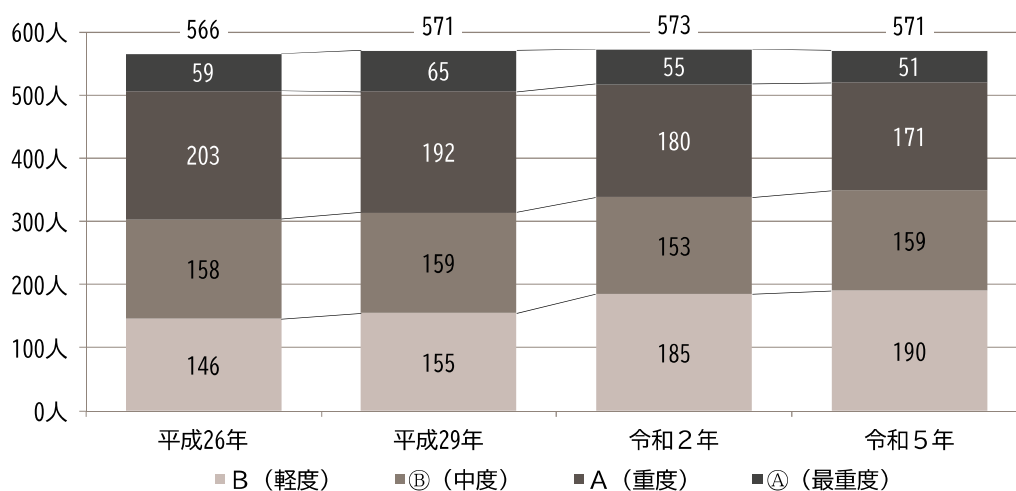
②知的障害者の推移

療育手帳所持者数は横ばいになっていますが、B（軽度）の割合は増加しています。また、18歳以上の所持者が増加しています。

■療育手帳所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
④（最重度）	59	65	55	51
割合	10.4%	11.4%	9.6%	8.9%
A（重度）	203	192	180	171
割合	35.9%	33.6%	31.4%	29.9%
③（中度）	158	159	153	159
割合	27.9%	27.8%	26.7%	27.8%
B（軽度）	146	155	185	190
割合	25.8%	27.1%	32.3%	33.3%
合計	566	571	573	571



■療育手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満	146	133	122	114
18歳以上	420	438	451	457
合計	566	571	573	571

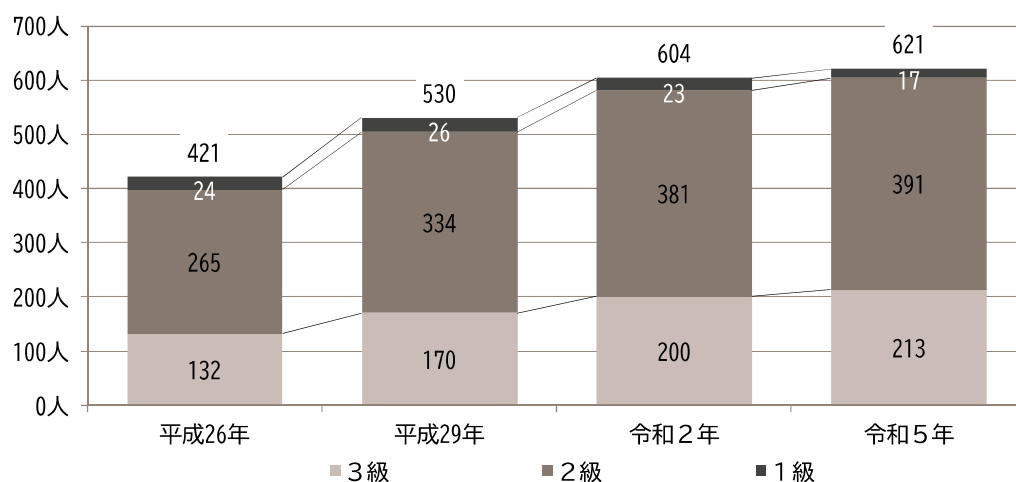
③精神障害者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。また、手帳所持者の中では障害の程度が重い1級の割合が減少し、3級が増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
1級	24	26	23	17
割合	5.7%	4.9%	3.8%	2.7%
2級	265	334	381	391
割合	62.9%	63.0%	63.1%	63.0%
3級	132	170	200	213
割合	31.4%	32.1%	33.1%	34.3%
合計	421	530	604	621



■精神障害者保健福祉手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満	14	15	12	20
18歳以上	407	515	592	601
合計	421	530	604	621

④自立支援医療（精神通院）受給者の推移

精神疾患に掛かる医療費負担を軽減する自立支援医療の受給者は令和２年度に大きく増加し、その後は横ばいになっています。

■自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

各年３月末現在（単位：人）

区分	平成 26 年	平成 29 年	令和 2 年	令和 5 年
受給者数	555	687	805	815

⑤指定難病患者数等の推移

国に指定された難病の患者数は令和３年度に大きく増加し、その後は横ばいになっています。

■指定難病患者数等の推移

各年３月末現在（単位：人）

区分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
指定難病	379	395	438	436	435

(3) 障害児の状況

①人口と障害児の推移

18歳未満の人口は減少しています。

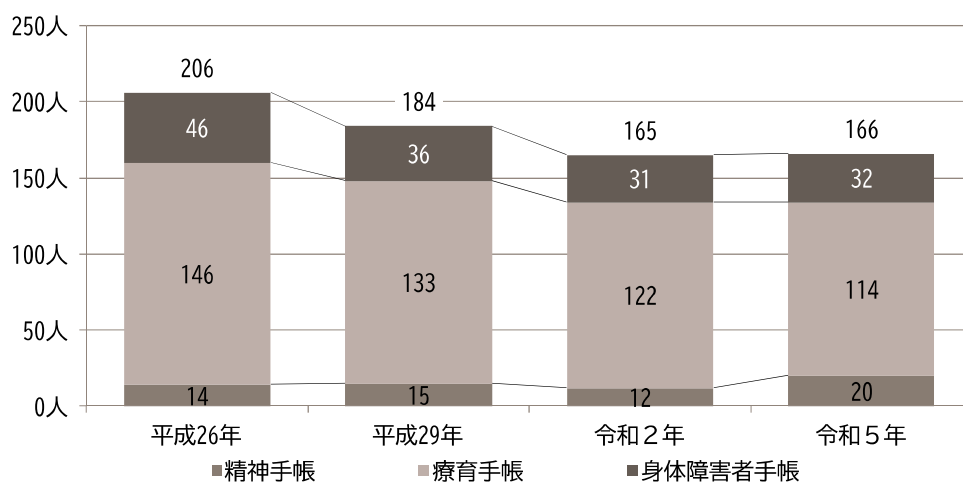
障害者手帳所持者数は令和2年までは減少し、その後は横ばいになっています。

■障害者手帳を所持する児童の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満の人口	8,507	8,040	7,532	6,934
身体障害	46	36	31	32
人口比	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%
知的障害	146	133	122	114
人口比	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%
精神障害	14	15	12	20
人口比	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
合計	206	184	165	166
人口比	2.4%	2.3%	2.2%	2.4%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害児総数とは一致しません。



②こども発達支援センターを利用する児童の推移

こども発達支援センターの利用児童数は減少しています。また、教室通所者数は近年大きく減少しています。

(単位：人、件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室通所者数	95	89	73	33	27
相談件数	387	245	251	234	118

※令和5年度は4月～9月実績

③特別支援学級の児童・生徒の推移

小学校において、特別支援学級に通う児童が増加しており、知的障害及び自閉症・情緒障害の児童が増加しています。

各年度5月1日現在（単位：学校数〔校〕，学級数〔クラス〕，在籍者数〔人〕）

区分	小学校						中学校					
	学校数		学級数		在籍者数		学校数		学級数		在籍者数	
	R 2	R 5	R 2	R 5	R 2	R 5	R 2	R 5	R 2	R 5	R 2	R 5
知的障害	13	15	13	15	32	46	6	7	6	7	14	19
肢体不自由	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-
病弱・身体虚弱	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1
弱視	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
難聴	1	1	1	1	1	1	1	-	1	-	1	-
言語障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自閉症・情緒障害	12	15	13	16	37	55	7	-	7	-	12	-
合計	27	31	28	32	71	102	15	8	15	8	28	20

※合計は延数

④通常学級における特別な支援が必要とみられる児童・生徒の推移

特別な支援が必要とみられる児童の人数と割合は増加しています。

（単位：人）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	人数	170	173	176	195	222
	割合	6.4%	6.5%	6.9%	8.1%	9.4%
中学校	人数	32	38	39	70	83
	割合	2.3%	2.9%	3.2%	6.3%	7.8%
全体	人数	202	211	215	265	305
	割合	6.2%	5.3%	5.7%	7.5%	8.9%

⑤県立庄原特別支援学校在籍児童・生徒の推移

平成 30 年度から在籍者数が大きく増加しています。

高等部においての就労体験等の作業学習により、一般就労へとつながっています。

■三次市在住の児童・生徒数

各年度 5 月 1 日現在（単位：人）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
在籍者数	小学部	9	9	12	13	11	11
	中学部	12	14	12	11	9	7
	高等部	28	26	28	25	27	26
	合計	49	49	52	49	47	44

■三次市在住の児童・生徒の通学状況

各年度 5 月 1 日現在（単位：人）

区分	自宅から		施設から	
	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
小学部	10	11	2	0
中学部	12	7	0	0
高等部	26	25	5	1
合計	48	43	7	1

■進路状況

（単位：人）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般就労	12	7	10	4	7	3
生活介護	0	3	2	1	4	3
就労継続 A 型	0	1	1	0	1	0
就労継続 B 型	4	2	8	5	2	3
就労移行支援	1	1	0	0	3	3
自立訓練	0	0	0	0	0	0
日中一時支援	0	0	0	0	0	0
地域活動支援	0	0	0	0	0	0
日中活動（療養介護）	0	2	0	0	0	0
進学	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	1	2	0	0
合計	17	17	22	12	17	12

(4) 障害者雇用の状況

①障害者の実雇用率の推移

障害のある人の実雇用率は、令和元年より 0.16 ポイント上昇しています。

各年 6 月 1 日現在		
区分	令和元年	令和 4 年
三次公共職業安定所管内	2.37%	2.53%
広島県	2.18%	2.38%
全国	2.11%	2.25%

②障害者実雇用率の法定雇用率達成事業者の推移

障害者雇用促進法による法定雇用率を達成している事業者は、令和元年より 7.7 ポイント上昇し、広島県や全国より上昇幅が大きくなっています。

各年 6 月 1 日現在		
区分	令和元年	令和 4 年
三次公共職業安定所管内	63.4%	71.1%
広島県	48.1%	49.5%
全国	48.0%	48.3%

2 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害支援区分認定者数の推移

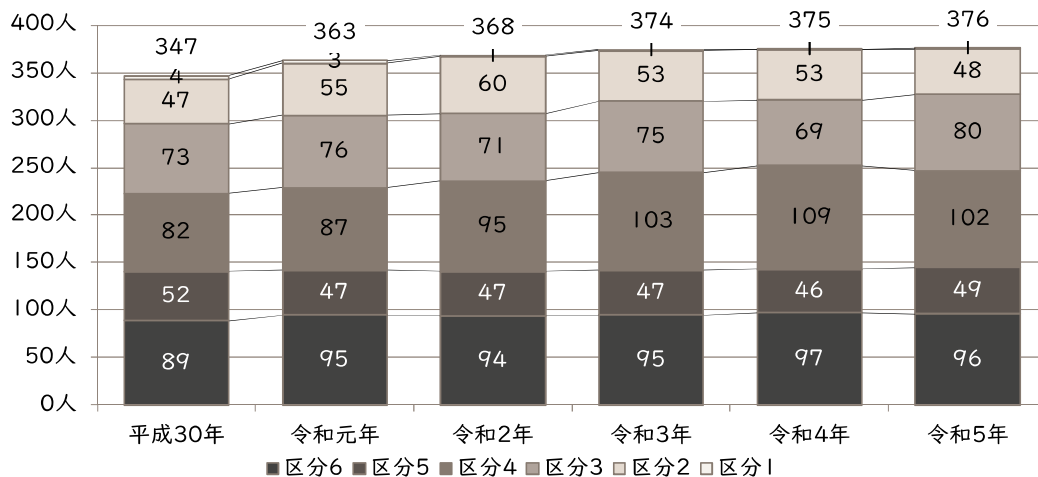
認定者数の合計は近年横ばいになっています。

認定区分は、必要とされる支援の度合いを示し、区分の数字が大きくなると必要とされる支援の度合いが高くなります。

区分3が令和5年に大きく増加しています。

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	4	3	1	1	1	1
区分2	47	55	60	53	53	48
区分3	73	76	71	75	69	80
区分4	82	87	95	103	109	102
区分5	52	47	47	47	46	49
区分6	89	95	94	95	97	96
合計	347	363	368	374	375	376



(2) 各サービス提供事業者の状況 ※令和6年1月1日現在

【訪問系サービス】

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

②同行援護

視覚障害の人の移動時や外出支援、外出時の排泄、食事等の援助を提供します。

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号

③重度訪問介護

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

障害支援区分4以上の人で、常に介護が必要な重度の肢体不自由の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

④行動援護

知的障害や精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。障害支援区分3以上の人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

⑤重度障害者等包括支援

居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

障害支援区分6の人のうち、常に介護を必要とする人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

【日中活動系サービス】

①生活介護

昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）の人、施設入所は、障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の人が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市粟屋町11664番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ	三次市甲奴町本郷11584番地
生活介護事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

②自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

③自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

事業所名	所在地
生活訓練事業所これから	三次市十日市中一丁目6番14号2階

④就労移行支援

一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

事業所名	所在地
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

⑤就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等の就労が困難な人で、必要な訓練を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な人（就労開始時に65歳未満）が対象となります。

事業所名	所在地
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
未来ファーム	三次市三次町346番地3

⑥就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等での就労が困難で、就労移行支援等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など必要な訓練を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される人が対象となります。

事業所名	所在地
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
障害者多機能型事業所コーギーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
YCC	三次市吉舎町吉舎578番地4
晴ればれ	三次市栗屋町1731番地
エンポート三次	三次市十日市南七丁目12番9-5号

⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した人との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行ないます。

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

⑧療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護及び日常生活上の世話をを行います。

医療及び常時の介護を必要とする人（①障害支援区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者等）が対象となります。

事業所名	所在地
子鹿医療療育センター	三次市栗屋町11664番地

⑨短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。

事業所名	所在地
子鹿短期入所事業所	三次市栗屋町 1 1 6 6 4 番地
ともえ学園	三次市西河内町 1 0 2 5 0 番地
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君 3 5 7 番地 1
あらくさ短期入所事業所	三次市甲奴町本郷 1 1 5 8 4 番地
にじ色短期入所事業所	三次市甲奴町本郷 1 0 1 8 番地 4
さくら短期入所事業所	三次市甲奴町本郷 1 1 5 8 3 番地 2
ケアハウス君田短期入所事業所	三次市君田町東入君 2 3 8 番地 1
短期入所事業所ゆうしゃいん C C M	三次市大田幸町 1 0 3 8 8 番地 7
ビハーラ花の里病院（医療型）	三次市山家町 6 0 5 番地 2 0
ショートステイココネル	三次市四拾貫町 8 1 2 番地 6
市立三次中央病院（医療型）	三次市東酒屋町 1 0 5 3 1 番地

⑩地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援を図ります。

事業所名	所在地
地域活動支援センターふらっと	三次市甲奴町本郷 1 2 1 5 番地 1
かぜくさ	三次市十日市東四丁目 1 1 番 3 号
ともえ三次工房	三次市畠敷町 1 3 5 1 番地 1 0
ジョイジョイワーク第 3 作業所	三次市三次町 2 0 5 4 番地 1

【居住系サービス】

①自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人の居宅を定期的に訪問し、課題等の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力等に不安がある人などが対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。

地域において、自立した障害者で生活を送る時、何らかの支援、援助が必要な人が対象となります。

事業所名	所在地
グループホーム やまびこ	三次市栗屋町 2 8 2 8 番地 3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町 2 3 8 番地 1
ゆうしゃいん笑花	三次市十日市東五丁目 1 3 番 1 0 号
ケアハウス君田	三次市君田町東入君 2 3 8 番地 1
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷 1 0 1 8 番地 4
さくらホーム	三次市甲奴町本郷 1 1 5 8 3 番地 2
コーギーガーデン	三次市大田幸町 1 0 2 6 6 番地 4
ゆうしゃいん C C M	三次市大田幸町 1 0 3 8 8 番地 7

③施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

①生活介護利用者で障害支援区分 4 以上（50 歳以上は区分 3 以上）の人、②自立訓練や就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人等が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町 1 0 2 5 0 番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君 3 5 7 番地 1

【相談支援サービス】

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君 3 5 7 番地 1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市栗屋町 1 1 6 0 4 番地 1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町 1 0 3 8 8 番地 7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷 1 2 1 5 番地 1
相談支援事業所おおぞら	三次市栗屋町 1 7 3 1 番地
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目 1 4 番 1 号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町 3 0 番地 3
相談支援事業所お結び	三次市畠敷町 2 2 番地 4

②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君 3 5 7 番地 1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町 1 0 3 8 8 番地 7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷 1 2 1 5 番地 1

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の相談や必要な支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君 3 5 7 番地 1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町 1 0 3 8 8 番地 7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷 1 2 1 5 番地 1

【障害児福祉サービス】

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市栗屋町 1 1 6 6 4 番地
児童発達支援センター バンビ	三次市栗屋町 1 1 6 0 4 番地 1
キッズさぽーと yui	三次市畠敷町 2 2 番地 4

②医療型児童発達支援

児童発達支援及び必要な治療を行います。

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

③居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

④放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市栗屋町 1 1 6 6 4 番地
児童発達支援センター バンビ	三次市栗屋町 1 1 6 0 4 番地 1
スマイルのお家 みよし	三次市十日市南七丁目 9 番 2 5 号
放課後キッズ楽喜	三次市南畑敷町 4 8 8 番地 3
キッズさぽーと yui	三次市畠敷町 2 2 番地 4
結	三次市畠敷町 2 2 番地 2

⑤保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって、当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
児童発達支援センター バンビ	三次市栗屋町 1 1 6 0 4 番地 1

⑥障害児相談支援

障害児通所事業を利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君 3 5 7 番地 1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市栗屋町 1 1 6 0 4 番地 1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町 1 0 3 8 8 番地 7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷 1 2 1 5 番地 1
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目 1 4 番 1 号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町 3 0 番地 3
相談支援事業所お結び	三次市畠敷町 2 2 番地 4

3 障害のある人向けアンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査概要及び配布・回収状況

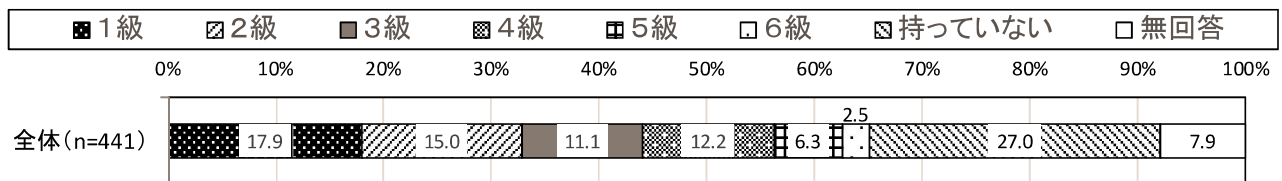
項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。
対象者	障害者手帳（身体・療育・精神）所持者
調査票配布対象者数	1,000 人
抽出方法	無作為抽出（層化抽出法）
調査期間	令和5年10月
回収数・率	441 件（内 WEB 回答 53 件）／回収率 44.1%（前回調査：53.2%）

②回答者の属性

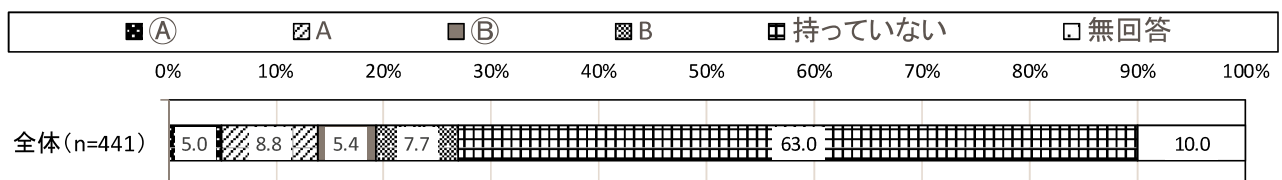
【回答者の障害者手帳所持状況】

身体障害者手帳は 65.1%，療育手帳は 27.0%，精神障害者保健福祉手帳は 17.7%が所持していると回答しています。（複数の手帳を所持している人がいるため合計は 100%になりません。）

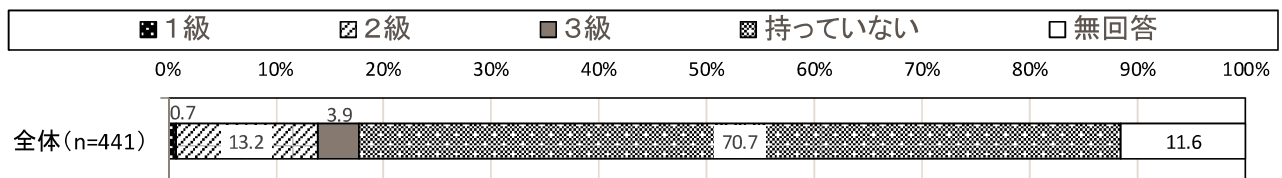
■身体障害者手帳



■療育手帳

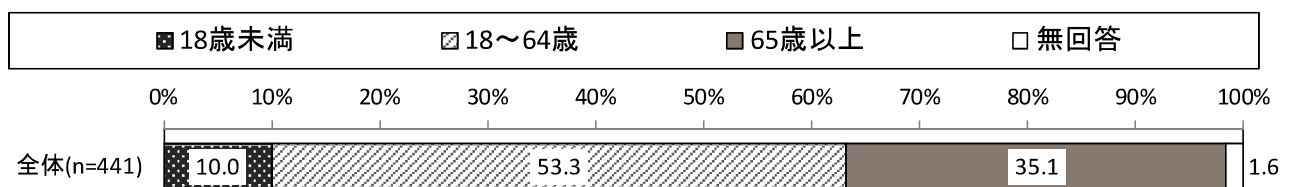


■精神障害者保健福祉手帳



■回答者の年齢

「18～64 歳」が 53.3%で最も多く、次いで、「65 歳以上」、「18 歳未満」となっています。

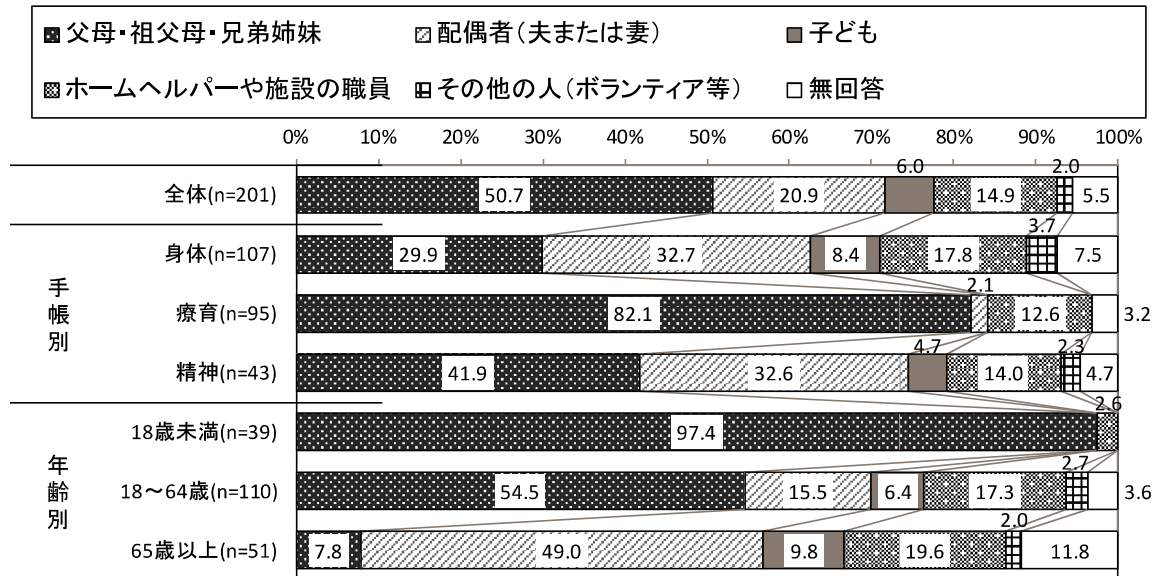


(2) 調査結果

【主な介助者の年齢と主な介助者以外に頼りにできる人の有無】

問 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(単数回答)

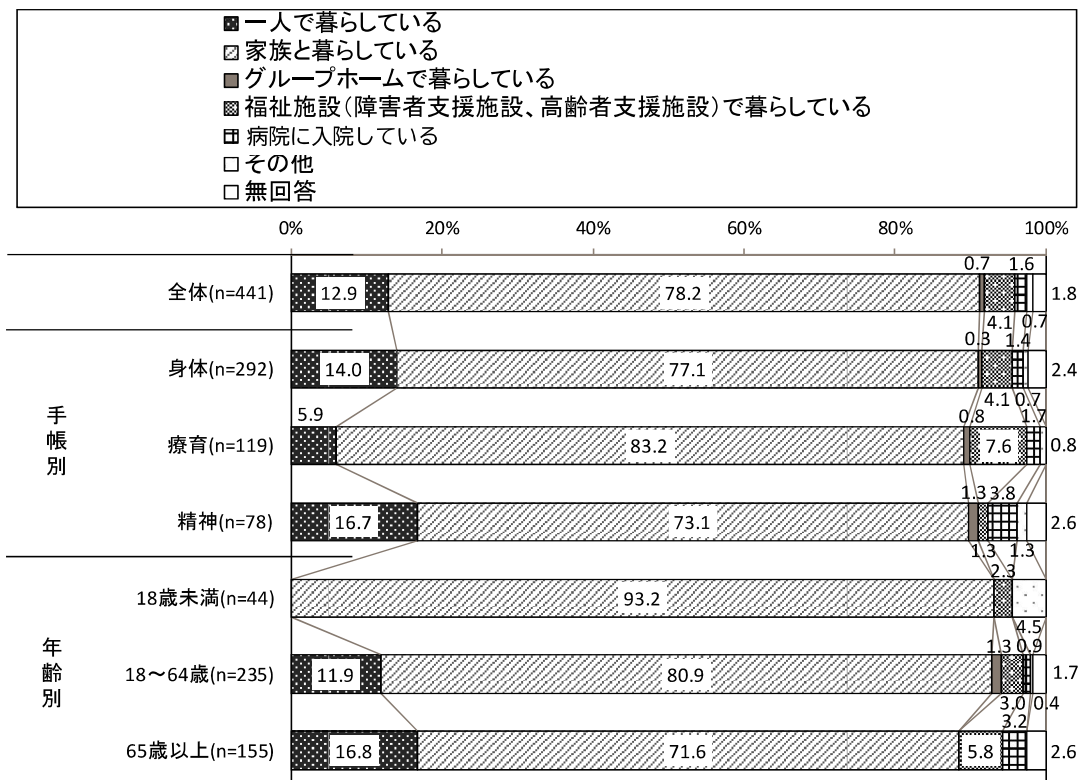
全体では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が50.7%で最も多く、次いで、「配偶者（夫または妻）」、「ホームヘルパーや施設の職員」となっています。手帳別では、療育において、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が高く、身体において、「配偶者（夫または妻）」の割合が高くなっています。年齢別では、年齢が上がるにつれて、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が低くなっています。主に介助してくれる方の年齢では、「50歳以上80歳未満」が60.9%で最も多くなっています。



【現在の暮らしの状況と地域生活移行への意向及び必要な支援】

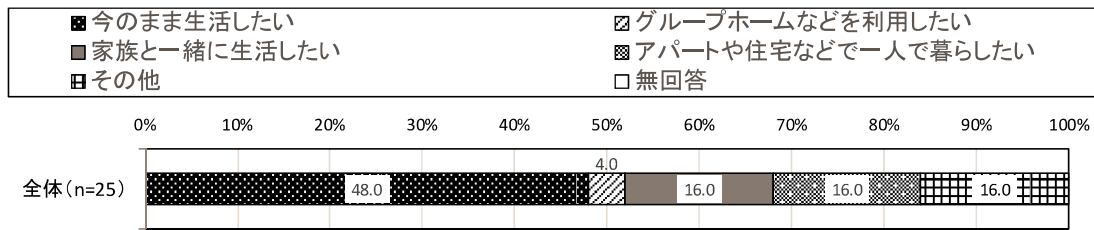
問 あなたは現在どのように暮らしていますか。(単数回答)

全体では、「家族と暮らしている」が78.2%で最も多く、次いで、「一人で暮らしている」、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」となっています。手帳別では、精神において、「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。年齢別では、年齢が上がるにつれて、「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。



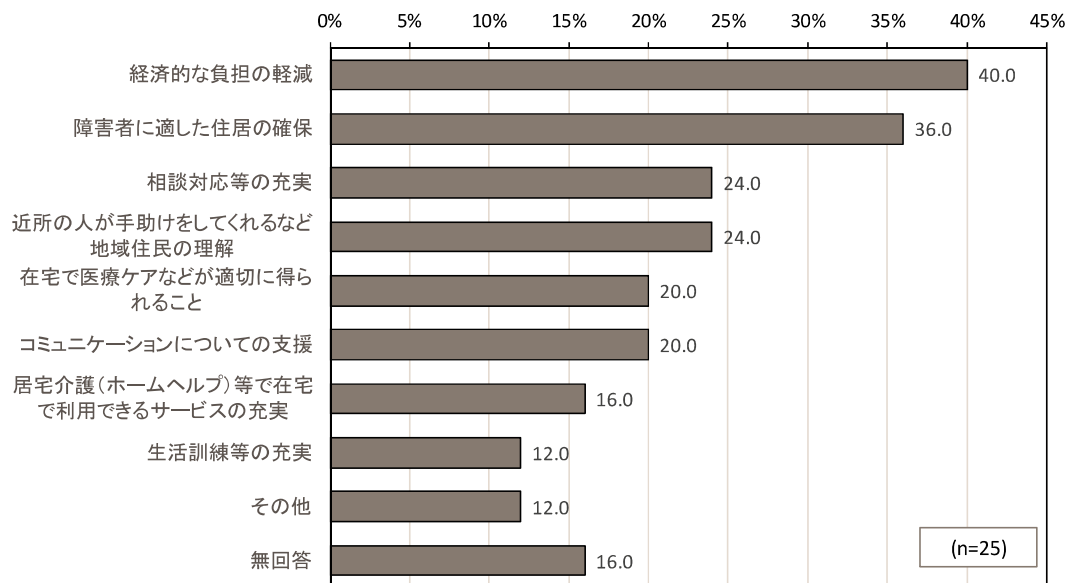
問 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか（単数回答）

「今のまま生活したい」が 48.0%で最も多く、次いで、「家族と一緒に生活したい」、「アパートや住宅などで一人で暮らしたい」となっています。



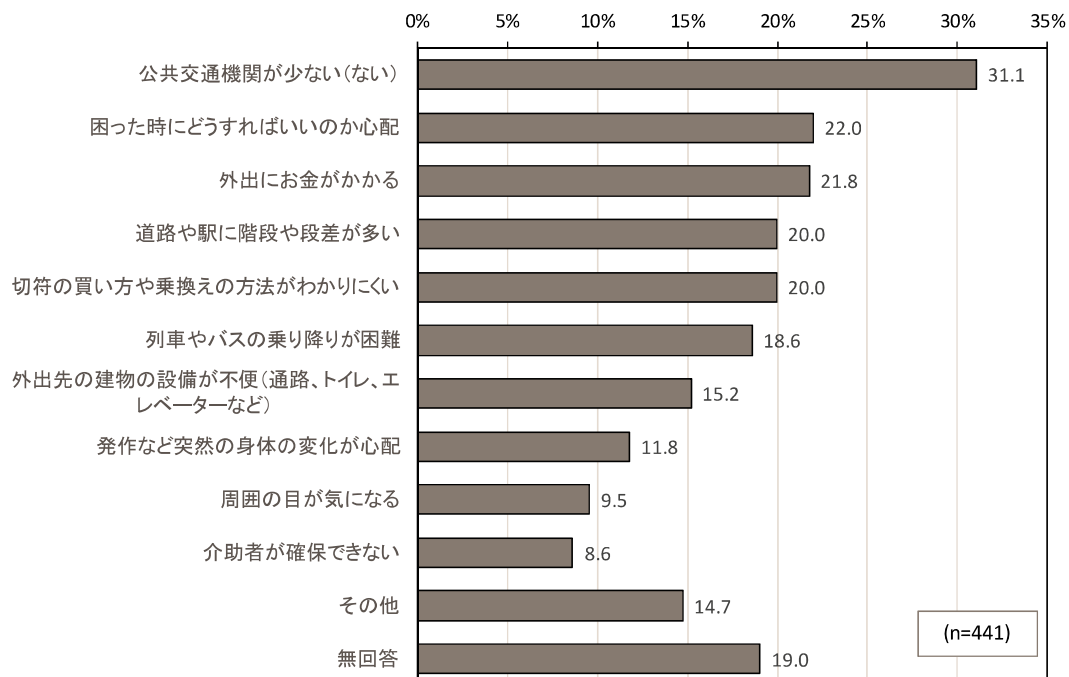
問 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が 40.0%で最も多く、次いで、「障害者に適した住居の確保」、「相談対応等の充実」、「近所の人が手助けをしてくれるなど地域住民の理解」となっています。



問 あなたが外出する時に困ること、外出しない理由、外出できない理由は何ですか（複数回答）

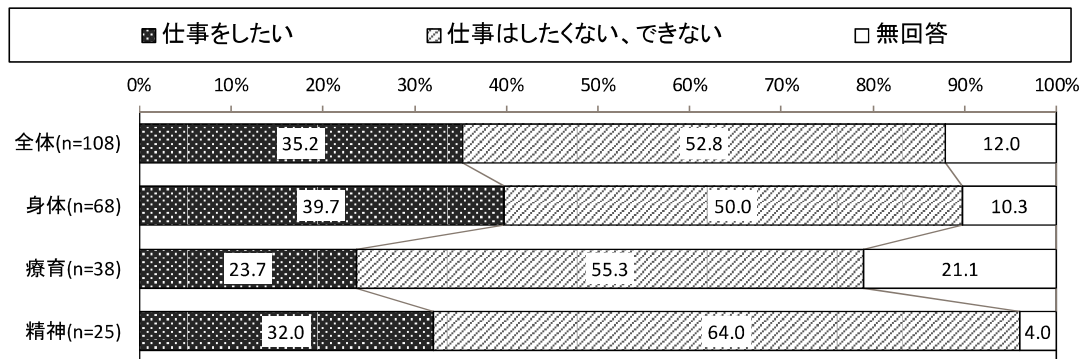
「公共交通機関が少ない（ない）」が 31.1%で最も多く、次いで、「困った時にどうすればいいのかわかりにくい」、「外出にお金がかかる」となっています。



【就労意向と就労のために必要な支援】

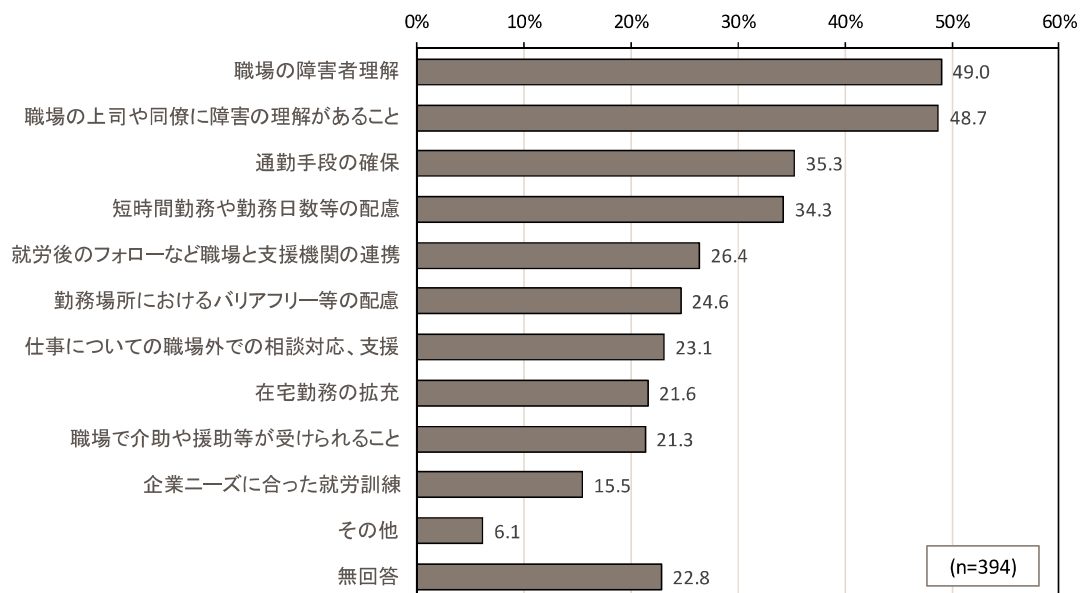
問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか（単数回答）

全体では、「仕事はしたくない、できない」が52.8%で最も多く、次いで、「仕事をしたい」となっています。手帳別では、療育において、「仕事をしたい」の割合が低くなっています。

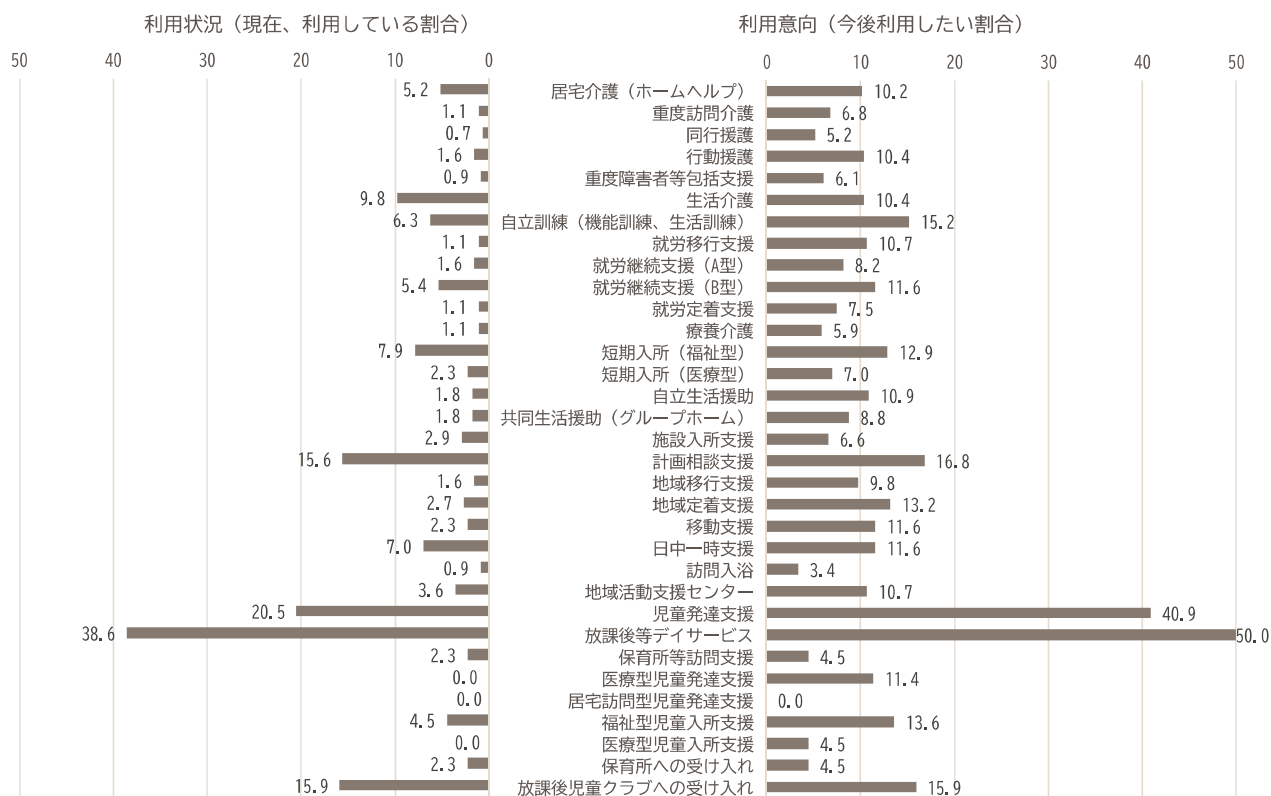


問 あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

「職場の障害者理解」が49.0%で最も多く、次いで、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「通勤手段の確保」となっています。



【サービスの利用状況と利用意向】

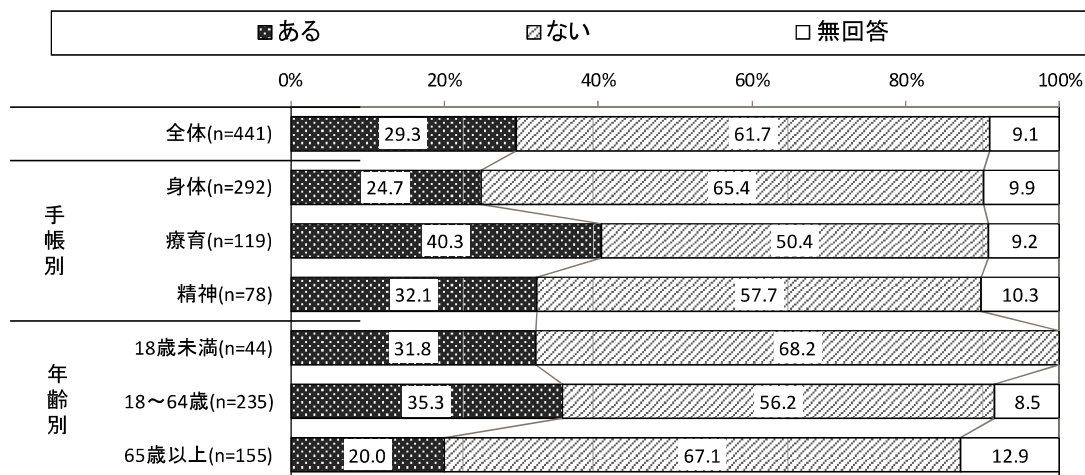


【差別や嫌な思いをした経験】

問 あなたは障害があることで差別を受けたことがありますか（単数回答）

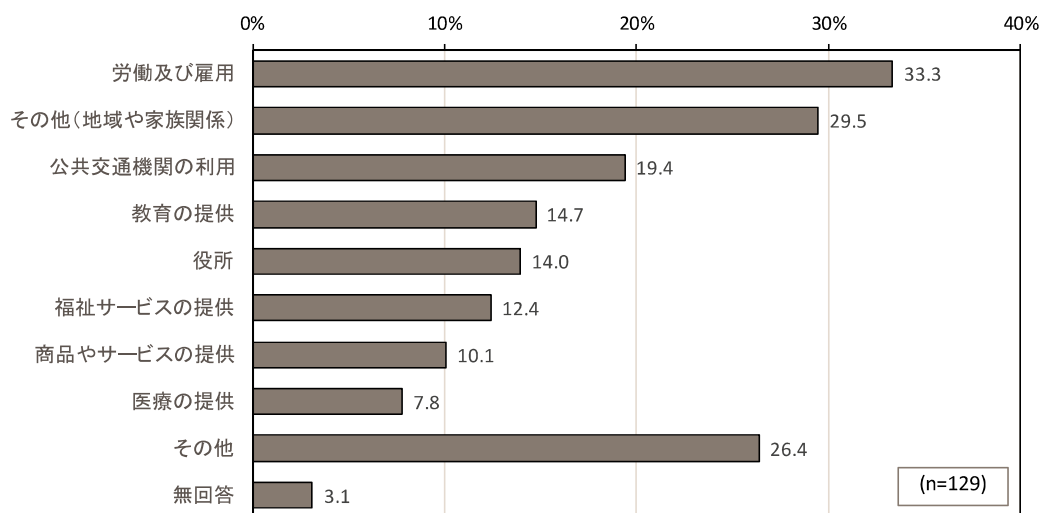
全体では、「ない」が61.7%で最も多く、次いで、「ある」となっています。

手帳別では、療育及び精神において、「ある」の割合が高くなっています。年齢別では、18歳未満及び18～64歳において、「ある」の割合が高くなっています。また、65歳以上において「ある」の割合が低くなっています。



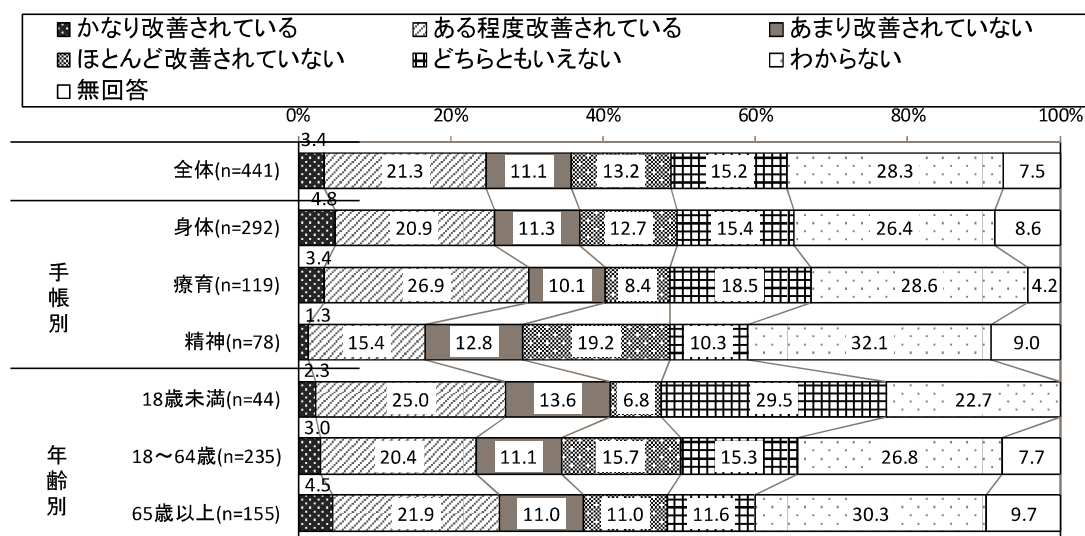
問 どのような場所で、配慮に欠けると感じましたか（複数回答）

「労働及び雇用」が33.3%で最も多く、次いで、「その他（地域や家族関係）」、「公共交通機関の利用」となっています。



問 あなたは、障害者に対する差別や偏見は、5年前と比べて改善されたと思いますか（単数回答）

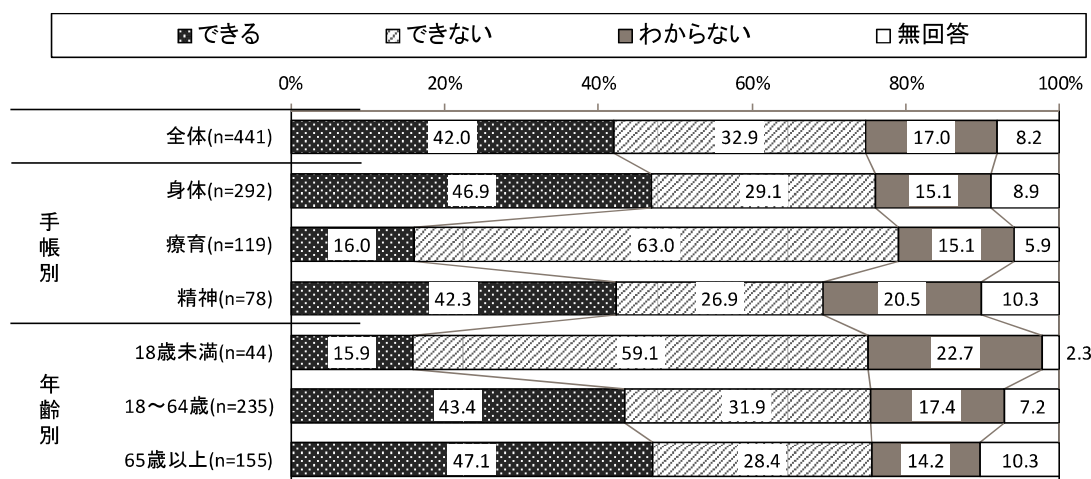
全体では、「わからない」が28.3%で最も多く、次いで、「ある程度改善されている」、「どちらともいえない」となっています。手帳別では、療育において、「ある程度改善されている」の割合が高くなっています。年齢別では、18歳未満において、「かなり改善されている」の割合が低く、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。また、65歳以上において、「あまり改善されていない」の割合が低く、「わからない」の割合が高くなっています。



【災害時における避難及び困ること】

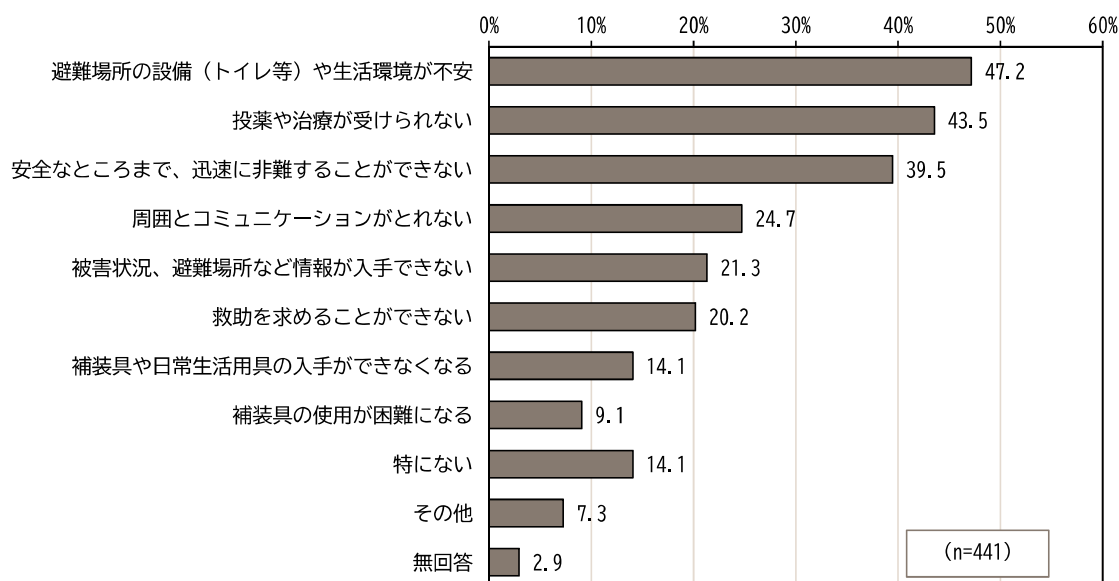
問 あなたは水害や地震等の災害時に一人で避難できますか（単数回答）

全体では、「できる」が42.0%で最も多く、次いで、「できない」、「わからない」となっています。手帳別では、療育において、「できない」の割合が高くなっています。年齢別では、18歳未満において、「できない」の割合が高くなっています。



問 水害や地震等の災害時に困ることは何ですか（複数回答）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 47.2%で最も多く、次いで、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。



（3）アンケート結果のまとめ

【介助者の高齢化と地域移行への支援】

- ・障害のある人を介助してくれる人は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の近親者が半数を占め、その年齢も「50 歳以上 80 歳未満」が 60.9%を占めています。介助者の高齢化が課題となっており、その家族の支援と障害者が今後一人で生活できる支援が求められています。
- ・障害のある人で、現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活移行への意向は 36%となっており、地域移行のためには経済的な支援やサービスの充実が求められている結果となっています。

【就労支援】

- ・今後、収入を得る「仕事をしたい」と回答した人は 35.2%で、「仕事をしたくない、できない」と回答した人が半数を占めています。就労支援として必要だということについて、上司や同僚、職場の『理解』が上位となっているように、障害者の就労を支援する取組の重要性とともに、障害者への周囲の理解を進める取組が特に求められている結果となっています。

【差別や嫌な思い】

- ・障害者への差別や偏見が5年前と比べて改善されたと思う人は 24.7%となっており、まだまだ地域や職場など周囲の理解が不足している結果となっています。

【災害時への対応】

- ・障害のある人で災害時に「一人で避難できる」と回答した人は 42%ですが、療育手帳保持者では 63%が「できない」と回答しています。避難時の対応とともに、避難時と避難後の生活支援のために個別の避難計画整備を進め、災害時での支援体制の整備を進める必要があります。